

# 学校法人和光学園

## 認定こども園 くさかべ幼稚園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が保護者様に説明すべき内容は、次のとおりです。

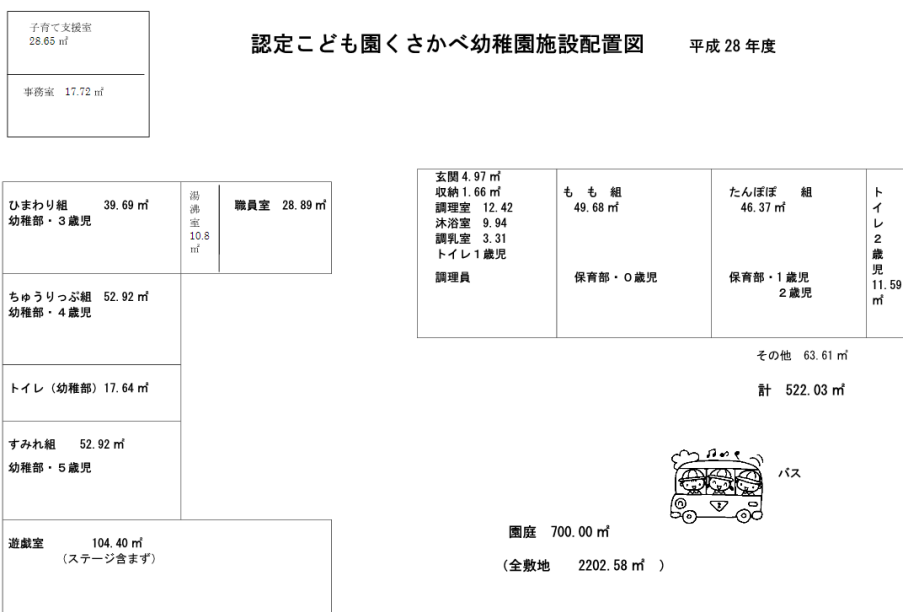
### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人 和光学園
事業者の所在地	山梨市 小原東 356
事業者の電話番号・FAX	TEL0553-22-9898 fax0553-23-0285
代表者氏名	理事長 古屋久子
定款の目的に定めた事業	この法人は、教育基本法及び学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に従い、優秀な人材を育成することを目的とする。

### 2 事業の概要

種別	こども園 幼稚園型		
名称	認定こども園 くさかべ幼稚園		
所在地	山梨市 小原東 356		
電話番号・FAX	TEL0553-22-9898 fax0553-23-0285		
園長氏名	古屋和徳		
開設年月日	昭和56年4月1日		
利用定員	幼稚園部	1号認定	2号認定
		35名	22名
	保育部	(3号認定)	18名
取扱う保育事業	延長保育(さくら組) 16時～18時		

### 3 施設・設備の概要 事業実施場所 平面図



#### 4 事業の目的、運営方針

目 的	本園は、学校教育法第22条、第23条、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第6条、の規定及び認定こども園くさかべ幼稚園の保育・教育理念により1歳から小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育・幼児教育を行うとともに、その心身の発達を助成することを目的とする。
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四季を通じた体験や経験から学び。</li> <li>・ 子供の興味や可能性を広げ、個性を大切に育む。</li> <li>・ 集団生活を通してお互いを思いやる心、協力し何事にも頑張ろうとする意欲、やり抜く力の育成。</li> <li>・ 未来を創り出す基礎形成に向け、バランスのとれた心身の発達の支援。</li> <li>・ ひとりひとりに愛情をそそぎ、昨日できなかったことが 今日できるようになる、こどもの成長をサポートする保育を行います</li> </ul>

#### 5 職員体制

理 事 長	1 人
園 長	1 人
副 園 長	1 人 (事務長)
主 幹 教 諭	2 人
幼 稚 園 部	4 人 (幼稚園教諭)
保 育 部	3 人 ( 保育士 ) (非常勤2人)
調 理 員	2 人
預 かり 保 育 担 当	1 人
バ ス 送 迎 職 員	2 人
講 師	6 人 (英語、体育、習字 他)

#### 6 保育・教育を提供する日

教育認定	7月26日～8月21日(28日間) 12月26日～1月 7日(13日間) } ※1号認定園児のみ 3月25日～3月31日(7日間)
保育認定	※始業式、終業式、家庭訪問等の場合は、半日保育になります。(2号認定を除く) ※職員の研修会等の大会実施時には、休園(半日保育)とさせていただきます。 土曜日(第二、第四) 日曜、祭日、国民の休日、県民の日 (運動会代休)
	土曜日(第二、第四) 日曜、祭日、国民の休日、年末年始(12/29 から 1/3)

- ・ 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない

事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

- ・当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開園時間

月曜日～金曜日	午前7時40分から午後18時40分まで
土曜日	午前8時から午後12時まで

### (2) 保育・教育認定別 保育時間

月 曜 日 ~ 金 曜 日	午前9時00分から午後15時00分まで (教育認定)
	午前7時40分から午後18時40分まで (保育認定)
土 曜 日	午前9時から午後11時30分まで (教育認定)
	午前8時から午後12時まで (保育認定)

## 8 延長保育時間と

延長保育時間 (1号認定)	早 朝：午前7時40分から午前9時まで 放課後：午後4時から午後6時まで
延長保育料	1時間あたり 100円 + (おやつ代 100円)

## 9 保育料と支払方法

※(幼稚園部に、に入園する場合は、入園料(園庭遊具などの大型整備費積立金)として  
 ¥30,000 お預かりいたします。途中退園・転出した場合年度毎で返金させていただきます。

口座振替払、(山梨信用金庫) 支払期日・毎月10日に引き落とし	
保護者の所得に応じた支払いが基本となります。その額は、国が定める基準を上限として市町村が定めることとなります。(1)幼稚園部 (1号認定・2号認定)	
基本負担額	※居住する市町村の定める金額
特定負担額	施設設備費月/1,000円、※教育充実費月/1,000円、 ※施設維持費/500円(環境衛生費等)
通園バス利用料月/3,000円(片道1,500円)、給食費/1食250円(1号・実食分) /2,000円(2号) その他 牛乳代、クラス費、行事費月 冷房費年、 みどり会費の徴収があります。	
(2)3号認定	
基本負担額	居住する市町村の定める金額

特定負担額	施設設備費月/2,000円（幼稚園部の入園料に当たる施設環境整備積立金含む） 施設維持費/500円（環境衛生費等）
その他	クラス費、冷暖房費

## 10 提供する保育・教育の内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>本園の保育・教育内容は、幼稚園教育保育要領、認定こども園教育保育要領の健康、人間関係、環境、言語、表現等の領域とする。</li> </ul>
---

### <毎日の保育・教育の流れ>

7:40	開園 保育部 開始
8:00	順次登園
9:00	幼稚園部 開始 順次登園 遊び（室内外）・散歩
10:00	おやつ（保育部）
10:50	本日の活動（年齢によって前後します）
12:00	給食
13:00	お昼寝（保育部）
15:00	降園（幼稚園部） バス降園
15:30	目覚め・おやつ（保育部）
16:00	さくら組（預り保育）
18:00	順次降園
18:40	閉園

### <保育計画（年間）> と <クラス編成>

クラス名	保育計画
（もも組） 1歳児	身近な保育士との関わりの中で信頼関係を深め、保育士を仲立ちにして友達への関心を広げていく。
（たんぽぽ組） 2歳児	身の回りのことを自分でしようとし、自分の意思・要求を言葉で表現できるようになる。
（ひまわり組） 年少児	基本的な生活習慣を身に着け楽しく過ごす。保育士や友達と遊び、集団生活の心地よさを知る。思いや要求を自分なりの言葉や行動で表現する。
（ちゅうりっぷ組） 年中児	身近な自然との関わりや、異年齢児との友達の関わりから豊かな感性や思いやりを養う。
（すみれ組） 年長児	年長児としての生活を通し、意欲と思いやりの心を培う。

## 11 給食等について <給食の提供にあたって>

### お弁当・幼稚園給食の日

- ・お弁当の日：毎週1日（月曜日）・水筒持参。
- ・幼稚園給食：毎週4日（火～金曜日） ・幼児用牛乳

### お弁当の日について

友だちと一緒に食事をする事はご家庭での食事とはまた別の意味もあります。一緒に食べているお友達と同じ物が入っていて親近感がわいたり、隣の子が食べているのを見て嫌いだったものが食べられるようになったり、お母さんのお弁当がうれしくていつもよりたくさん食べることができたり・・・そんな事が自信につながっていったりします。そして何より『全部食べられた感』を大切にしています。

### 給食のねらい

給食はお母さんの手作りのお弁当とは別に、次のようなねらいで行っています。嫌いな食品や今まで口に、したことのない食品をみんなで一緒に食べてみる機会であり、「まずくないな、おいしい」といった発見や、頑張ってみる経験を通し、食べることの大切さを 楽しさをお友達と共に実感して欲しいと考えています。みんなと同じかわいいお弁当箱を開けることも楽しい気分になります。

### （保育料に含まれているもの）

<保育部> ※標準認定のみ 短期¥100

	3号認定 提供内容			
	10時の おやつ	給食		放課後の おやつ
		主食	副食	
1歳児	○	○	○	○ ※
2歳児	○	○	○	○ ※

<幼稚園部> ※実費徴収あり

	1号認定提供内容		2号認定提供内容	
	副食	放課後の おやつ	副食	放課後の おやつ
3歳児	×	×	○	○ ※
4歳児	×	×	○	○ ※
5歳児	×	×	○	○ ※

<アレルギー対応について>

- ・アレルギー対応 生活管理指導書の提出、除去食の提供

## 12 健康診断、健康管理について

- (1) 園児健康診断 歯科健診 ぎょう虫（卵）検査 尿検査 全園児 2回 （6月、1月）

(2) 健康管理、病気のときの対応

・体温測定、・発熱時の対応・「登園届」について・園での与薬について

13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

・園での予防対策  
・発生した場合の連絡（園便り、保健だより等）

14 嘱託医 以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	飯島医院
医 院 長 名	飯島昭彦
所 在 地	山梨県山梨市小原西 5
電 話 番 号	0553-22-0015

15 嘱託歯科医 以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	三神歯科医院
医 院 長 名	三神 仁
所 在 地	山梨県山梨市上之割 184-1
電 話 番 号	0553-22-5576

16 地域防災拠点、広域避難場所 地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	本園（くさかべ幼稚園内にて待機）
広域避難場所	山梨北中学校 グランド

17 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

18 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。  
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

19 苦情相談窓口

要望・苦情等：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。